

愛知県建設局・都市・交通局・建築局一般競争入札 参加資格要件設定ガイドライン

(平成19年10月1日制定)
(平成20年10月1日一部改正)
(平成20年11月5日一部改正)
(平成22年4月1日一部改正)
(平成31年4月1日一部改正)
(令和3年4月1日一部改正)

1 目的

一般競争入札の執行に当たっては、地元中小企業の受注機会に配慮しつつ、公正な競争が確保できるよう、入札に参加できる企業の条件を定める必要がある。

そこで、建設局、都市・交通局及び建築局各担当課並びに各地方機関が同一のルール、手順に従って適正な参加条件を設定できるよう本ガイドラインを定める。

2 適用範囲

本ガイドラインは、本県建設局、都市・交通局及び建築局が一般競争入札により契約の相手方を決定する建設工事の入札に適用する。

ただし、WTO政府調達協定対象工事の入札には適用しない。

3 入札参加資格要件設定手順

次の手順に従い、入札に参加できる企業の数（以下「入札参加可能企業数」という）が概ね20者以上確保できるよう入札参加資格要件を設定する。

3-1 総合点数範囲の設定

当該工事の工種及び予定価格に応じ、入札参加資格において認定された総合点数の範囲を設定する。なお、工種別、予定価格別の総合点数の範囲は、別に定める。

3-2 施工実績等要件の設定

当該工事を適正に施工するために必要な施工実績に関する入札参加資格要件を設定する。なお、施工実績以外にも設定すべき資格要件がある場合には、当該要件を追加することができる。

3-3 地域要件の設定

当該入札に参加できる者の地域要件を設定するときは、以下の手順で行うことを原則とする。

3-3-1 地域要件の内容

地域要件は、入札参加資格要件に「設定する地域に主たる営業所が存在

すること」を加えることで設定する。

工事種別等により、3-3-2の「主たる営業所の所在地に関する地域要件」を設定しない場合には、公正な競争が確保できる範囲で「愛知県内に営業所が存在すること」を入札参加資格要件として設定する。

3-3-2 主たる営業所の所在地に関する地域要件の設定方法

地域要件設定の最小単位は、建設事務所管内の区域を原則とする。

- ① 建設事務所管内の市町村を組み合わせた区域で入札参加可能企業数が十分に確保できる場合には、その区域を地域要件とすることができる。
- ② 工事を施工する建設事務所管内に隣接する建設事務所管内の区域を順次加えることにより、入札参加可能企業数が確保できる場合には、その区域を地域要件とすることができる。
- ③ 工事の工種及び入札予定価格から、地域要件を尾張地区、三河地区又は県内全域としたほうが望ましく、当該地域内で入札参加可能企業数が確保できる場合には、その区域を地域要件とすることができる。
- ④ 県内全域を地域要件としても入札参加可能企業数を確保できない場合、実際の入札参加者数が少ないと見込まれる場合等には、主たる営業所の所在地に関する地域要件を設定しない。

なお、この場合には3-3-1後段により、営業所の所在地を入札参加資格要件として設定する。

< 附則 >

このガイドラインは平成19年10月1日から施行する。

このガイドラインは執行状況を勘案して、必要に応じて見直しを行う。

< 附則 >

このガイドラインは平成20年10月1日から施行する。

< 附則 >

このガイドラインは平成20年11月5日から施行する。

< 附則 >

このガイドラインは平成22年4月1日から施行する。

< 附則 >

このガイドラインは平成31年4月1日から施行する。

< 附則 >

このガイドラインは令和3年4月1日から施行する。